

管轄官公庁への情報提供等開始のご報告

2017年4月29日

株式会社マリカー

広報：大野京子

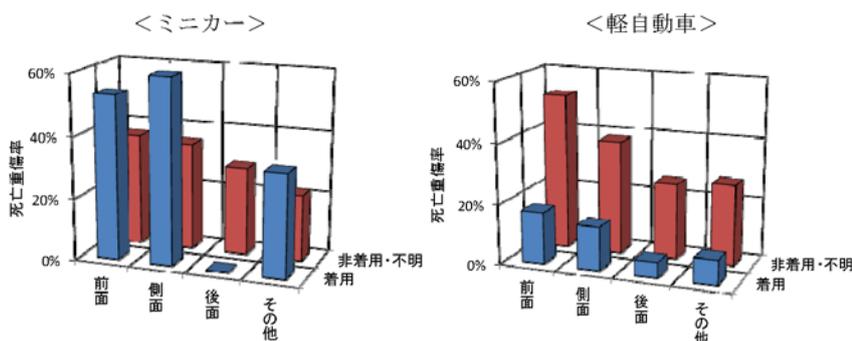
株式会社マリカーは、ミニカー登録車両を取り扱う自動車関連会社の1社として、3月頃より管轄官公庁に対して情報提供を行っていることをご報告いたします。

公道カート MariCAR（マリカー）を含むミニカー登録車両は、かねてより活用が期待されている小型モビリティ（軽自動車・普通自動車とは異なる利用を前提とした3輪・4輪自動車）の1種でございます。小型モビリティの中でも歴史は古く1980年代より様々な車種が販売されており、トライク型、バギー型、ゴーカート型、クラシックカー型等様々な形状があり、過去に何度か大きなブームもございました。現在ではミニカー登録車両は、大手自動車メーカーからも一般販売されている他、大手カーシェア会社も新しいラインナップとして取り入れレンタル用としても利用されており、さらには新聞・ピザ・飲料の配達車両としても使われていることから、最近では街中で見かけることも増えている車両種別となっております。

当社は管轄官公庁に対して、ミニカー登録車両である MariCAR の車両性能等に関する情報、今後の車両開発・販売計画、取引先であるレンタル事業者に推奨している安全対策（車両の整備方法、外国人向けの有効な運転免許証の確認方法、自動車保険の加入水準、事故率の軽減策としてのツーリングスタイルの推奨等）、また実際の車両の事故率等の情報提供を開始しております。

ミニカー登録車両は「ヘルメット」及び「シートベルト」の着用義務がないから危険だという声もございますが、国土交通省超小型モビリティ第1回車両安全対策会議等でも取り上げられているように、ミニカーにおいてはシートベルトに効果が顕著でなかったり、逆に死亡重傷率を上げる結果となったりしているデータさえあります。また、ヘルメットに関しても、首にかかる負担が増えるうえ、自動車運転時におけるヘルメット着用は道路交通法上問題になるケースもございます。そのため、当社としては、車両については現行法の安全基準に従う対応を取るようにしており、車両の利用者の方々に対しては加えて独自の追加安全対策を推奨しております。なお、ミニカー登録車両である MariCAR の事故率は、一般的なレンタカーの60分の1程度という低い水準となっております。

私どもとしては、現在の水準に満足することなく、さらなる安全を追及するとともに、安全で楽しい小型モビリティを通じて、より一層社会に貢献すべく、日々邁進して参ります。



国土交通省超小型モビリティ
第1回車両安全対策検討会
安全資料より引用

図5. シートベルト有無別にみた衝突部位別の死亡重傷率（車両単独）